

告 示

埼玉県告示第二百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を令和三年三月四日認可した。

令和三年三月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

九郷阿保領用土地改良区

二 事務所の所在地

児玉郡神川町